塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光達距離　四・五海里
点灯年月日　平成二十二年八月三十一日
記事　東京都港湾局港湾整備部管理
名称　東京羽田沖浅場B灯浮標
位置　所在地　京浜港東京区（大井信号所の南南東方約四・一キロメートル）
北緯　三五―三二―五〇
東経　一三九―四八―一九
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光達距離　四・五海里
点灯年月日　平成二十二年八月三十一日
記事　東京都港湾局港湾整備部管理

○海上保安庁告示第二百七号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年十月七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域B灯浮標
位置　所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・三キロメートル）
北緯　三五―三七―三七
東経　一四〇―〇〇―三三
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光達距離　実効光度二一カンデラ　三・〇海里
点灯年月日　平成二十二年九月一日
記事　東京港埠頭株式会社管理
名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域C灯浮標
位置　所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯　三五―三七―四二
東経　一四〇―〇〇―三八

塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光達距離　実効光度二一カンデラ　三・〇海里
点灯年月日　平成二十二年九月一日
記事　東京港埠頭株式会社管理
名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域E灯浮標
位置　所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・三キロメートル）
北緯　三五―三七―四二
東経　一四〇―〇〇―四七
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光達距離　実効光度二一カンデラ　三・〇海里
点灯年月日　平成二十二年九月一日
記事　東京港埠頭株式会社管理
名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域F灯浮標
位置　所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・一キロメートル）
北緯　三五―三七―三七
東経　一四〇―〇〇―五二
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光達距離　実効光度二一カンデラ　三・〇海里
点灯年月日　平成二十二年九月一日
記事　東京港埠頭株式会社管理
名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域H灯浮標
位置　所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・九キロメートル）
北緯　三五―三七―三〇
東経　一四〇―〇〇―五二

塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光達距離　実効光度二一カンデラ　三・〇海里
点灯年月日　平成二十二年九月一日
記事　東京港埠頭株式会社管理
名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域I灯浮標
位置　所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・九キロメートル）
北緯　三五―三七―二五
東経　一四〇―〇〇―四七
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光達距離　実効光度二一カンデラ　三・〇海里
点灯年月日　平成二十二年九月一日
記事　東京港埠頭株式会社管理
名称　大阪南防波堤北端A灯標
位置　所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の東南東方約一・七キロメートル）
北緯　三四―三八―一八
東経　一三五―二三―四八
塗色及び構造　赤色円すい形頭標一個付　赤色　柱形
灯質　単閃赤光　毎三秒に一閃光
実効光度一一〇カンデラ
光達距離　五・五海里
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで八・五メートル　平均水面上から灯火まで八・四メートル
点灯年月日　平成二十二年九月一日
記事　一　附属施設　レーダー反射器
二　ゼネラルマリンサーベヤーズ株式会社管理
名称　大阪南防波堤北端B灯標
位置　所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の東南東方約一・九キロメートル）
北緯　三四―三八―二二
東経　一三五―二三―五六

塗色及び構造　赤色円すい形頭標一個付　赤色　柱形
灯質　単閃赤光　毎三秒に一閃光
光達距離　実効光度一一〇カンデラ　五・五海里
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで八・五メートル　平均水面上から灯火まで八・四メートル
点灯年月日　平成二十二年九月一日
記事　一　附属施設　レーダー反射器
二　ゼネラルマリンサーベヤーズ株式会社管理
名称　深谷港九木けい船護岸灯台
位置　所在地　三重県志摩市（深谷港九木けい船護岸）
北緯　三四―一六―一七
東経　一三六―五一―三五
廃止年月日　平成二十二年九月一日
名称　大阪南防波堤灯台
位置　所在地　阪神港大阪区（南防波堤外端）
北緯　三四―三八―一九
東経　一三五―二三―五二
撤去年月日　平成二十二年九月一日
記事　一時変更

○海上保安庁告示第二百八号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年十月七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　酒田港南防波堤仮設灯台
位置　所在地　山形県酒田港（南防波堤外端）
北緯　三八―五六―一一
東経　一三九―四七―三八
変更した事項　位置
所在地　山形県酒田港（南防波堤外端）
北緯　三八―五六―一一
東経　一三九―四七―三七
変更年月日　平成二十二年九月一日